

諮問日：平成29年2月1日（平成28年度（個）諮問第5号）

答申日：平成29年3月17日（平成28年度（個）答申第5号）

件名：岡山地方裁判所に提出した開示申出書に記録された保有個人情報の不開示  
判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

苦情申出人が平成24年2月22日以降に開示申出した申出書に記録されている苦情申出人に関する保有個人情報（以下「本件開示申出情報」という。）の開示の申出に対し、岡山地方裁判所長（以下「原判断庁」という。）が、保有個人情報の開示の申出をする者が当該保有個人情報の本人であることが確認できないため、本件開示申出に応じることができないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出情報についての裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、原判断庁が平成28年10月3日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

苦情申出人は、別文書の開示を受けるために、保有個人情報の開示通知書を提示した上で開示を受け、本人と確認されたからこそ、その直後に、本件開示申出をしたにすぎないから、当然に、本人確認は済んでいたと解されなければならない。要するに、免許証の代わりに、開示通知書の提示をもって本人確認は済んでいたのである。したがって、その後、突然、免許証を提示せよというのは明らかに法に反している。速やかに本件開示申出に係る開示をすべきである。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

##### 1 本件の経緯は次のとおりである。

平成28年5月30日、苦情申出人が岡山地方裁判所に来庁の上、別件開示申出に係る文書の開示の実施を受け、引き続き、本件開示申出を行ったが、その際、本人確認がされなかった。

そこで、岡山地方裁判所は、苦情申出人に対し、同年6月28日付け、同年7月22日付け及び同年8月26日付けの3度にわたり、文書で補正を求めたが、本人確認ができなかった。そのため、原判断庁は、同年10月3日付けで、保有個人情報の開示の申出をする者が当該保有個人情報の本人であることが確認できないとして、不開示の判断を行った。

##### 2 保有個人情報の開示の申出をする者に対しては、当該保有個人情報の本人であることを示す書類（以下「本人確認書類」という。）の提示又は提出を求め、本人であることを確認することとされている（平成27年4月6日付け事務総長通達「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱の実施の細目について」（以下「実施細目」という。）記第2の1の(3)）。

「本人確認書類」とは、実施細目記第2の1の(4)の(ア)によれば、開示申出書に記載されている開示の申出をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険被保険者証等のほか、法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類（以下「本人確認書類(ア)」という。）であり、また、同(イ)によれば、「(ア)の本人確認書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合は、当該開示の申出をする者が本人であることを確認するため適当と認めるもの」（以下「本人確認書類(イ)」という。）とされている。

##### 3 苦情申出人は、免許証の代わりに、別件開示申出に係る開示通知書（以下「別件通知書」という。）の提示をもって本件開示申出に関する本人確認が済

んでいる旨主張する。

しかし、開示通知書には氏名の記載はあるものの、住所又は居所が記載されておらず、また、法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類とはいえないから、本人確認書類(ア)には該当しない。また、岡山地方裁判所から3度にわたり本人確認書類の提示又は提出を求める補正の促しをされたにもかかわらず、苦情申出人からは、本人確認書類(ア)を提示し、又は提出することができないことにつきやむを得ない理由があると認められる事情について何ら具体的な主張がされていないことから、本人確認書類(イ)を提出することができる要件を満たしていないものと認められる。仮にやむを得ない理由があると認められたとしても、別件通知書は、本人であることを確認するため適当と認めるものとはいえ、本人確認書類(イ)には該当しない。

したがって、原判断庁が別件通知書を本人確認書類に該当しないと判断したことは合理的である。

- 4 よって、苦情申出人は、本人確認書類を岡山地方裁判所に対して提示又は提出せず、補正の促しにも応じないのであるから、原判断は相当である。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年2月1日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月20日 審議
- ④ 同年3月13日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 原判断は、保有個人情報の開示の申出をする者が当該保有個人情報の本人であることが確認できないため、本件開示申出に応じることができないとして、不開示としたものである。
- 2 実施細目によれば、保有個人情報の開示の申出をする者に対しては、本人確

認書類の提示又は提出を求め、本人であることを確認することとされているところ、苦情申出人は、本件開示申出の際、別件通知書を持参したことをもって本人確認書類の提示をしたと主張する。そのほか、苦情申出人が、本件について本人確認書類を提示又は提出をしたことはうかがえない。

そこで、別件通知書の提示をもって、本人であることの確認ができたと認められるか否かについて検討する。

- 3 まず、別件通知書が本人確認書類(ア)に該当するかについてみると、別件通知書が実施細目記第2の1の(4)のアの(ア)に列記されている書類に該当しないことは明らかである。また、別件通知書は、最高裁判所裁判官会議により議決された取扱要綱に基づき交付されたものであるが、法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類ではないから、本人確認書類(ア)に当たらない。

そして、本人確認書類(イ)による本人確認ができるのは、本人確認書類(ア)をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合であるところ、本件においては、岡山地方裁判所から苦情申出人に対し、3回にわたり本人確認書類の提示又は提出を求める文書を送付しているにもかかわらず、苦情申出人は、これに応じないだけでその提示又は提出ができない理由を述べた様子がうかがわれなことからすると、上記やむを得ない理由があるとは認められない。仮に、そのような理由があるとしても、別件通知書には、通知の宛先となる者の氏名は記載されているものの、住所又は居所は記載されていないから、これにより開示の申出をする者が本人であることを確認することはできないものと認められる。したがって、原判断庁において、別件通知書を本人確認書類(イ)に該当しないものと扱ったことは妥当である。

なお、岡山地方裁判所は、本件開示申出の際には、苦情申出人に対し、本人確認書類の提示を促さなかったようであるが、その後3回にわたって書面でその提示又は提出を促しているのであって、そのような対応をしたことは問題はない。

- 4 したがって、本件については、岡山地方裁判所において、保有個人情報の開示の申出をする者が当該保有個人情報の本人であることが確認できていないものと認められるから、原判断庁が本件開示申出に応じることができないと判断したことは、妥当である。
- 5 以上のとおりであるから、保有個人情報の開示の申出をする者が当該保有個人情報の本人であることが確認できないため、本件開示申出に応じることができないとして不開示とした原判断は、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    久   保                    潔

委                    員                    門   口                    正   人